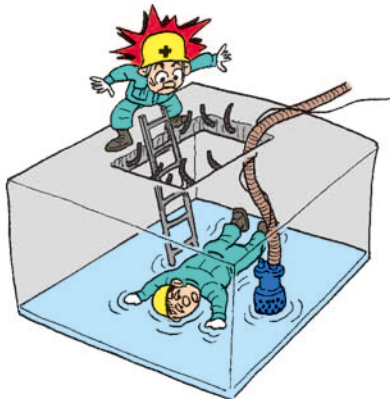


知っていますか!?

酸素欠乏危険場所での作業には、労働安全衛生法で「特別教育」が義務づけられています!

「酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育」 受講のご案内

建設業では、**下水道工事、ピット、地下室、タンク内、坑内、暗きよ**などで「酸素欠乏空気」「硫化水素」の発生や流入する危険があります。



地下ピットでの酸素欠乏の例



下水道工事での硫化水素中毒の例

酸素欠乏症とは、酸素濃度18%未満の空気を吸入すると発生する症状です。また、硫化水素中毒とは硫化水素濃度10ppmを超える空気を吸入すると発生する症状をいいます。

酸素欠乏症等は致死率が非常に高く、1回の酸素欠乏空気の吸入で死亡する危険があります。また、被災者を救出しようとした者が被災する2次災害の危険もあります。

【酸素欠乏症の症状】

21% 通常の空気の状態	18% 連続換気が必要	16% 呼吸、脈拍数の増加、集中力の低下、頭痛、吐気	12% 判断力の低下、筋力低下による墜落、チアノーゼ	8% 失神昏倒、7～8分以内に死亡	6% 瞬時に昏倒、呼吸停止、死亡
-----------------	----------------	-------------------------------	-------------------------------	----------------------	---------------------

危険度

【硫化水素中毒の症状】

5ppm 不快臭	10ppm 眼の粘膜の刺激下限界	50ppm 結膜炎、角膜炎	100ppm 嗅覚の麻痺、気管支炎、肺炎	350ppm 生命の危険	700ppm以上 呼吸麻痺、昏倒、呼吸停止、死亡
-------------	---------------------	------------------	-------------------------	-----------------	-----------------------------

酸素欠乏危険場所(労働安全衛生法施行令別表第6に明記)での作業(「酸素欠乏危険作業」という)は、**特別教育を修了した者でなければなりません。**

本講座は、酸素欠乏等に対する正しい知識や、空気呼吸器等の使用方法、及び緊急時に備えて「JRC(日本版)指針2010」に対応した一次救命処置(心肺蘇生、AEDを用いた除細動)の方法を習得します。



けん せつ ぎょう ろう どう さい がい ぼう し きょう かい

建設業労働災害防止協会 (略称：建災防)

けん さい ぼう

建災防とは建設業を営む事業主及び事業主の団体等が会員となって、建設業における労働災害の防止を目的とし昭和39年(1964年)9月に労働災害防止団体に基いて、設立された公益団体です。

受講対象者 酸素欠乏危険場所での作業に従事する者及び安全衛生担当者等

教育内容 酸素欠乏等に関する知識、空気呼吸器等の使用方法、一次救命処置の実演等

【酸素欠乏・硫化水素中毒危険作業特別教育カリキュラム】

科 目	範 囲	時 間
酸素欠乏等の発生の原因	●酸素欠乏等の発生の原因 ●酸素欠乏等の発生しやすい場所	1時間
酸素欠乏症等の症状	●酸素欠乏等による危険性 ●酸素欠乏症等の主な症状	1時間
空気呼吸器等の使用の方法	●空気呼吸器、酸素呼吸器若しくは送気マスク又は換気装置の使用方法及び保守点検の方法	1時間
事故の場合の退避及び救急処置の方法	●安全帯等並びに救出用の設備及び器具の使用方法及び保守点検の方法 ●人工呼吸の方法 ●人工蘇生器の使用法	1時間
その他酸素欠乏症等の防止に関し必要な事項	●労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び酸素欠乏症等防止規則中の関係条項 ●酸素欠乏症等を防止するため当該業務について必要な事項	1時間30分

※一次救命処置（心肺蘇生、AEDを用いた除細動）及び酸素欠乏症等の災害防止管理を含む

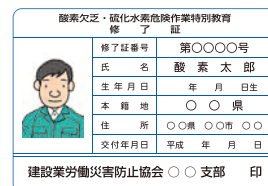
合計：5時間30分

講師 当協会では、労働安全衛生法令の専門家や経験豊富な講師が視聴覚教材を使いながらわかりやすく説明いたします。

教材 「建設業における酸素欠乏症等の予防」及びその他関係資料



酸素欠乏症等の予防



修了証の例

この教育は、建災防都道府県支部で実施します。受講料や開催時期については、以下の最寄りの支部へお問い合わせください。なお、企業のご要望に応じて実施する方法もあります。

お問い合わせ先(建災防都道府県支部一覧)

支部名	電話番号	支部名	電話番号	支部名	電話番号
北海道	011-261-6187	石川	076-244-7146	岡山	086-225-4132
青森	017-773-6200	福井	0776-24-1197	広島	082-228-8250
岩手	019-623-4411	山梨	055-221-8810	山口	083-924-3743
宮城	022-224-1797	長野	026-228-7200	徳島	088-622-3113
秋田	018-823-5499	岐阜	058-276-3743	香川	087-821-5243
山形	023-642-3033	静岡	054-255-1080	愛媛	089-943-5330
福島	024-522-2266	愛知	052-242-4441	高知	088-822-0321
茨城	029-300-4638	三重	059-227-5922	福岡	092-483-5101
栃木	028-639-3133	滋賀	077-522-3232	佐賀	0952-26-2779
群馬	027-252-1669	京都	075-231-6587	長崎	095-820-7755
埼玉	048-862-2542	大阪	06-6941-2961	熊本	096-371-3700
千葉	043-225-8524	兵庫	078-997-2323	大分	097-538-0745
東京	03-3551-5372	奈良	0742-22-3345	宮崎	0985-20-8610
神奈川	045-201-8456	和歌山	073-436-1327	鹿児島	099-257-9211
新潟	025-285-7141	鳥取	0857-24-2281	沖縄	098-876-5273
富山	076-478-4900	島根	0852-21-9004		

〔本部〕 建設業労働災害防止協会

〒108-0014 東京都港区芝5丁目35番1号 産業安全会館7階
 TEL 03-3456-0618(教育部直通)／03-3453-8201(代表)
 FAX 03-3456-2458
 ホームページアドレス <http://www.kensaibou.or.jp/>

建災防都道府県支部では、各種技能講習及び特別教育、職長・安全衛生責任者教育等を実施しています。